

第5期 定時株主総会 招集ご通知



2026年3月26日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)



開催場所

中之島センタービル
ホテルNCB 2階「淀の間」

大阪市北区中之島6丁目2番27号

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



決議事項

議案 取締役 (監査等委員である
取締役を除く。) 4名選任の件

インターネット等または書面による議決権行使期限

2026年3月25日 (水曜日) 午後6時まで

NSグループ株式会社は、2025年12月16日、東証プライム市場に上場いたしました。これもひとえに皆様方の温かいご支援とご愛顧の賜物と、心より御礼申しあげます。

代表取締役社長 大塚 孝之



当社の100%子会社である日本セーフティー株式会社は、1997年の創業以来、業界に先駆けて不動産賃貸借契約に必要な「連帯保証人」を引き受ける家賃債務保証サービスを開始しました。家賃債務保証を通じて賃貸住宅市場の健全な発展に尽力し、より多くの皆様が安心・安全に住居に入居できる社会の実現に貢献しているものと確信しております。

近年、賃貸住宅市場では、単身者や高齢者、外国人在留者の増加による、人口構造の変化やライフスタイルの多様化が急速に進んでおります。加えて、事業用賃貸の分野においても、新型コロナを契機とした経済環境の変化により、賃貸人の方の敷金確保が難しくなるなど、家賃保証サービスへのニーズが一段と高まっております。

このような中、当社は、住居用保証事業において更なるシェアの拡大を目指すとともに事業用保証事業においても、柔軟な商品設計をもとに他社との差別化を目指してまいります。また既存事業に加え、住居用・事業用それぞれのニーズに合わせた周辺サービスを提案することで、お客様の満足度を高め、長期的な収益向上を目指します。

これに加え、お客様のご期待にしっかりとお応えしていくため、DXを通じた業務改善を推し進め、一層便利で価値のあるサービスを提供することで、企業価値の向上に尽力してまいります。

ここに謹んでご挨拶申しあげますとともに今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしく願い申しあげます。

証券コード 471A
2026年3月10日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
NSグループ株式会社
代表取締役社長 大塚 孝之

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://nsg-inc.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」「第5期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力ください（詳細は6頁をご覧ください）。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/471A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「NSグループ」又は「コード」に当社証券コード「471A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2026年3月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号 中之島センタービル
ホテルNCB 2階 「淀の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「株式の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部ではありません。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年3月25日(水)午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年3月16日(月)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	おおつか たかゆき 大塚 孝之	代表取締役社長	再任
2	ほうやま かずひろ 鳳山 一洋	専務取締役	再任
3	しみず しん 清水 信	取締役相談役	再任
4	しげの まさこ 茂野 祥子	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おおつか たかゆき
大塚 孝之

再任

生年月日

1964年1月7日

所有する当社の株式数

—

在任年数（本総会終結時）

1年5か月

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 (株)リクルート入社
1992年7月 シーアイエス(株) (現 ソニーグローバルソリューションズ(株)) 入社
1997年1月 同社 営業部長
1998年7月 同社 経営企画部長
1999年10月 同社 執行役員 兼 ラーニングカンパニー長
2004年7月 GEコンシューマー・ファイナンス(株) (現 新生フィナンシャル(株)) 入社 マスターブラックベルト (MBB)
2006年10月 同社 新規事業部長
2008年7月 GEヘルスケア・ジャパン(株) ヘルスケアIT事業部長
2013年6月 日本GE(株) (現 GEジャパン(株)) 執行役員 兼 マーケティング本部長
2017年4月 パナソニックヘルスケア(株) (現 PHC(株)) 入社
同社 執行役員 兼 メディコム事業部副事業部長
パナソニックヘルスケアメディコムネットワークス(株) (現 ウィーメックス(株)) 取締役
2017年7月 パナソニックヘルスケア(株) (現 PHC(株)) 取締役 兼 メディコム事業部長
新興サービス(株) (現 (株)SHINKO) 取締役
2018年4月 PHCメディコムネットワークス(株) (現 ウィーメックス(株)) 取締役
PHC(株) 取締役 兼 執行役員 兼 メディコム事業部長
2020年4月 PHCホールディングス(株) 執行役員 兼 ヘルスケアソリューション共同ドメイン長
2021年4月 PHCメディコム(株) (現 ウィーメックス(株)) 取締役
2022年7月 (株)LSIメディエンス 取締役
2023年4月 ウィーメックス(株) 代表取締役社長
2023年10月 ウィーメックスヘルスケアシステムズ(株) 取締役
2024年9月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役
2024年11月 日本セーフティー(株) 取締役
2024年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 代表取締役社長
日本セーフティー(株) 代表取締役社長 (現任)
2025年1月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 代表取締役社長 指名・報酬委員
2025年10月 当社 代表取締役社長 指名・報酬委員 (現任)

重要な兼職の状況

日本セーフティー(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大塚孝之氏は、目まぐるしく変化するグローバルなビジネス環境に対し、豊富な経験と深い知見を有しております。長年にわたり、市場環境を的確に捉えた戦略的な意思決定を行い、卓越した経営手腕を発揮してまいりました。また、海外投資家とのインベスター・リレーションズにも優れた実績を有し、現在は代表取締役として当社グループの企業価値の向上に努めております。当社グループの更なる発展に重要な役割を担えると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ほうやま かずひろ
鳳山 一洋

再任

生年月日

1973年2月3日

所有する当社の株式数

—

在任年数（本総会終結時）

4年4か月

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月 (株)JSS入社
1994年8月 (株)セゾン入社
1995年10月 (株)大信入社
1999年5月 三鷹産業(株)入社
1999年9月 日本セーフティー(株) (旧日本セーフティー(株)) 入社
2000年3月 同社取締役
2005年1月 同社 神戸支店長
2007年1月 同社 常務取締役
2016年2月 同社 専務取締役
2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 取締役
(株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 専務取締役 (現任)
NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 専務取締役
2025年10月 当社 専務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本セーフティー(株) 専務取締役

取締役候補者とした理由

鳳山一洋氏は、長年にわたり、当社グループの事業会社である日本セーフティー(株)に在籍し、同社の発展に大きく寄与してまいりました。家賃債務保証業界における豊富な経験と深い知見を有しており、現在も当社グループの企業価値の向上に努めております。当社グループの更なる発展に重要な役割を担えると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

しみず
清水

しん
信

再任

生年月日

1967年9月5日

所有する当社の株式数

—

在任年数（本総会終結時）

4年4か月

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 信用組合大阪興銀入組
1990年8月 (株)みのり入社
1999年11月 (有)協信 取締役
2008年11月 (株)アドミ 代表取締役
2009年9月 日本セーフティー(株) (旧日本セーフティー(株)) 取締役
2010年2月 同社 代表取締役
2018年3月 (株)坂本コーポレーション (現 (株)ランディア) 代表取締役
2020年8月 (株)BiVaホールディングス 取締役
2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 取締役
(株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 代表取締役
NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 代表取締役
2022年9月 (株)ブランドマリン 代表取締役
2023年3月 日本セーフティー(株) 取締役 (現任)
NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役
2023年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役相談役
2025年10月 当社 取締役相談役 (現任)

重要な兼職の状況

日本セーフティー(株) 取締役

取締役候補者とした理由

清水信氏は、長年にわたり、当社グループの事業会社である日本セーフティー(株)の代表取締役として、卓越した経営手腕を発揮し、同社の発展に大きく寄与してまいりました。家賃債務保証業界における豊富な経験と深い知見を有しており、現在は相談役として業務執行以外の側面から当社グループの企業価値の向上に努めております。当社グループの更なる発展に重要な役割を担えると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

しげの
茂野
まさこ
祥子

再任

生年月日

1976年9月27日

所有する当社の株式数

—

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

12/12回

- (注) 1. 茂野祥子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
2. 茂野祥子氏は、婚姻により橋本姓となりましたが、旧姓の茂野で取締役の職務を執行しております。
3. 茂野祥子氏は、2025年3月31日開催の当社定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所
弁護士登録

2014年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー（現任）

2023年6月 中部飼料(株) 社外監査役（現任）

2025年3月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 社外取締役 指名・報酬委員

2025年10月 当社 社外取締役 指名・報酬委員（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー
中部飼料(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茂野祥子氏は、弁護士としての豊富な専門知識に加え、他社における社外監査役としての経験を有し、直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業経営を統治するために十分な見識を兼ね備えております。今後も社外取締役として、当社グループの成長に寄与することが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

【取締役候補者に関する特記事項】

■ **当社との特別利害関係**

各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ **在任年数及び取締役会出席状況**

各取締役候補者の「在任年数」及び「取締役会出席状況」の記載は、旧NSグループ(株)における状況を含みます。

■ **社外取締役候補者に関する事項**

取締役候補者のうち、茂野祥子氏は社外取締役候補であり、東京証券取引所の定めに基づく独立社員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立社員とする予定であります。

■ **取締役候補者との責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役候補者茂野祥子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

■ **取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要**

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の故意又は重過失に起因する損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

スキルマトリックス

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックス

議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	経営戦略 事業運営	業界知識	ガバナンス コンプライアンス	DX デジタル 戦略	M&A	財務会計	人的資本 人材戦略
大塚 孝之	代表取締役	●		●	●	●		●
鳳山 一洋	専務取締役	●	●					●
清水 信	取締役相談役	●	●					
茂野 祥子	社外取締役	●		●				
松澤 元雄	社外取締役 監査等委員	●		●			●	●
吉川 友貞	社外取締役 監査等委員	●		●		●	●	●
松尾 信吉	社外取締役 監査等委員			●		●	●	

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、民間企業の設備投資や雇用所得環境の改善による個人消費が底堅く推移する一方、インフレによる物価・サービス価格の高騰が依然として続いており、景気の先行きには不透明感も漂っております。

当社グループが関連する日本の賃貸不動産市場においては、未婚率の上昇や高齢化に伴う単身世帯の増加や外国人労働者世帯の増加などから、賃貸需要は大都市部を中心に高く推移しております。また、オフィスや店舗においても都心を中心に空室率の低下が継続し、インフレの影響から家賃の上昇なども伴いながら市場拡大が続いております。このような中、当社はDX推進の観点から、申込審査において当社が独自に蓄積した470万件に及ぶ申込データを基にAI技術を活用した高精度な予測モデルを内製し、2025年4月より運用を開始いたしました。これにより、審査精度の向上と共に審査プロセスの効率化を実現いたしました。また、借主様の満足度向上の観点からSNSによる情報提供を開始し、お問い合わせ時間の削減による利便性の向上にも努めました。

これらの結果、当社が営む家賃債務保証事業においても、新規契約件数の順調な増加や家賃単価の上昇により、新規保証料が増加し14,257百万円（前年同期比12.2%増）となりました。当社の中期経営計画において高い成長を見込み、戦略的なセグメントである事業用保証分野は、特にCOVID-19以降、敷金の確保が難しい事業環境から急速な拡大が続いております。また、前連結会計年度の新規保証料の成長によるストック型収益である更新保証料は11,956百万円（前年同期比9.5%増）となり、さらに家賃債務保証サービスに付随して、現在約7割程度のお客様が活用されている家賃の集金代行手数料を含むその他売上高が3,614百万円（前年同期比32.7%増）となったことから、営業収益全体で29,826百万円（前年同期比13.2%増）と二桁成長を達成いたしました。

費用面では、今後の成長に備えた人員増強により従業員給付費用が5,926百万円（前年同期比15.4%増）となるなど、営業費用は20,444百万円（前年同期比14.3%増）となりました。

当社の強みの一つである回収率の高さを背景に、貸倒関連費用や訴訟費用などコスト面的にコントロールしたこと等により、当連結会計年度における当社グループの営業利益は

9,873百万円（前年同期比12.0%増）、税引前利益は9,365百万円（前年同期比6.5%増）、EBITDAは11,699百万円（EBITDAマージン39.2%）となり、また一時的な費用である上場関連費用等を加味した調整後EBITDA、調整後当期利益はそれぞれ13,148百万円（前年同期比18.2%増）、7,288百万円（前年同期比20.2%増）となり、前連結会計年度に引き続き業界平均を超える高い収益性を維持することができました。

なお、当社グループの事業は、家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



② 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度におきましては合計949百万円の設備投資を行いました。これは主に、基幹システムの増強・機能向上のためにソフトウェア275百万円、工具器具備品218百万円の取得、及び営業拠点の賃貸契約更新による使用権資産の増加441百万円によるものです。

なお、重要な設備の除却及び売却はございません。

③ 資金調達の状況

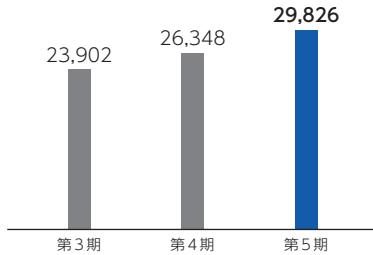
該当する事項はございません。

④ 重要な企業再編等の状況

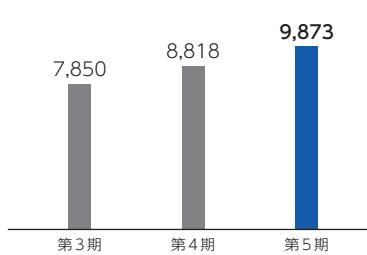
当社は、2025年10月10日を効力発生日として、連結子会社であったNSグループ株式会社（以下「旧NSグループ」とする。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同時に商号を株式会社BCJ-53からNSグループ株式会社に変更いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

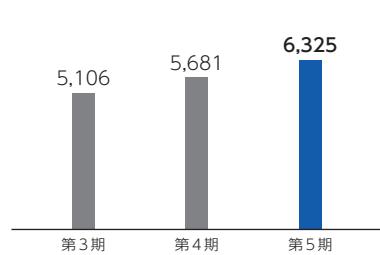
■ 営業収益 (単位：百万円)



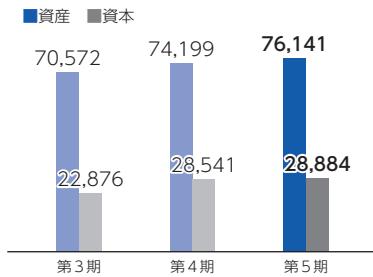
■ 営業利益 (単位：百万円)



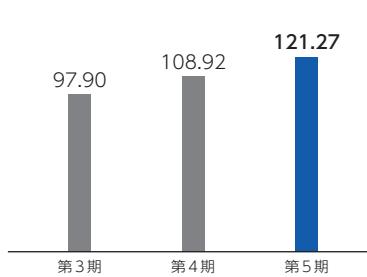
■ 親会社所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



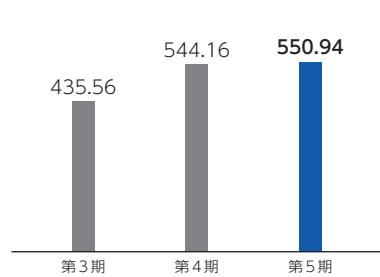
■ 資産/資本 (単位：百万円)



■ 基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



■ 1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2022年12月期)	第 3 期 (2023年12月期)	第 4 期 (2024年12月期)	第 5 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
営 業 収 益 (百万円)	－	23,902	26,348	29,826
営 業 利 益 (百万円)	－	7,850	8,818	9,873
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	－	5,106	5,681	6,325
基本的1株当たり当期 利 益 (円)	－	97.90	108.92	121.27
資 産 合 計 (百万円)	－	70,572	74,199	76,141
資 本 合 計 (百万円)	－	22,876	28,541	28,884
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	－	435.56	544.16	550.94

- (注) 1. 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」及び「1株当たり親会社所有者帰属持分」を算定しております。
2. 当社は、第5期より国際会計基準 (IFRS) による連結計算書類を作成しております。第3期及び第4期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値をご参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2022年12月期)	第 3 期 (2023年12月期)	第 4 期 (2024年12月期)	第 5 期 (当事業年度) (2025年12月期)
営 業 収 益 (百万円)	-	-	-	632
経 常 損 失(△) (百万円)	△1	△20	△147	△1,233
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△2	△21	△148	5,337
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△0.04	△0.41	△2.85	102.35
総 資 産 (百万円)	26,141	26,133	26,125	45,758
純 資 産 (百万円)	26,138	14,117	13,958	13,295
1 株当たり純資産額 (円)	498.18	267.69	264.63	252.15

(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NSグループ株式会社（注）2	100百万円	100.0%	グループ会社管理
日本セーフティー株式会社	99百万円	100.0%	家賃債務保証事業

（注） 1. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	日本セーフティー株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル19階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	42,642百万円
当社の総資産額	45,758百万円

2. 当社は、2025年10月10日を効力発生日として、連結子会社であった当時のNSグループ株式会社（吸収合併消滅会社。以下「旧NSグループ株式会社」という。）を吸収合併し、同日に当社の商号をNSグループ株式会社に変更しております。上記の「NSグループ株式会社」は、旧NSグループ株式会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く賃貸不動産市場は、世帯数増加で拡大しており、当社グループの家賃債務保証サービスもその影響を受けています。単身・外国人世帯増、保証人確保難、賃貸人の滞納不安から市場は底堅く成長を続け、住居用は世帯増で拡大し、事業用は未成熟ながら高い保証料が見込め、中小企業・中小事業者を中心に普及が進んでいます。

当社グループにおきましては、次の課題について優先的に対処を進めています。

a. 審査体制及び債権管理体制の強化

保証契約における与信精度の向上は、代位弁済発生件数や回収コストの抑制に繋がるため、審査フローやスコアリング機能の向上に努めています。

しかしながら、当社グループの主目的は「入居者の安心な生活をサポートすること」であり、むやみに厳しい審査は行いません。幅広いサービス提供と高い回収率の両立のため、AI活用による審査予測モデルで与信精度を高め、独自の「滞納解決スキーム」で入居者の事情に応じた対応を行うことで、高い回収率を維持してまいります。

b. M&Aや業務提携を活用した成長

家賃債務保証事業におけるさらなる成長を達成するために、M&Aや業務提携を積極的に推進してまいります。

c. 新規事業の実行

長年にわたり家賃債務保証事業を展開してきたことにより、大量の顧客情報を保有しております。当該顧客情報を利用した周辺ビジネスを展開することにより、企業グループのさらなる発展を目指します。

d. DX (digital transformation) 推進による事業の強化

デジタル化が遅れる不動産業界では、ITによる業務効率化が重要課題です。DX推進で、取扱店連携、AI審査強化、回収効率化を図り、事業強化と収益向上を目指します。

e. コーポレート・ガバナンスの強化

持続的成長と企業価値向上のため、ガバナンス強化は重要課題です。内部監査や研修を通じ、法令遵守と内部管理体制の強化に努めます。

f. 財務基盤の強化

家賃債務保証事業の継続的成長には、安定した財務基盤が不可欠です。市場シェア拡大と契約数増加により、強固な財務基盤構築に努めます。

g. 人材の増強、育成強化

経営方針推進のため、優秀な人材の発掘・採用、教育研修の拡充、適切な登用を進めます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、連結子会社である日本セーフティー株式会社において、家賃債務保証事業を展開しております。

当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本	社	大阪府大阪市北区
---	---	----------

② 子会社

日本セーフティー株式会社

大阪本社・大阪支店	大阪府大阪市西区	東京本社・東京支店	東京都港区
札幌支店	北海道札幌市中央区	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
新潟支店	新潟県新潟市中央区	長野支店	長野県松本市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
千葉支店	千葉県船橋市	新宿支店	東京都新宿区
西東京支店	東京都立川市	横浜支店	神奈川県横浜市西区
湘南支店	神奈川県藤沢市	静岡支店	静岡県静岡市葵区
浜松支店	静岡県浜松市中央区	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
北陸支店	石川県金沢市	京都支店	京都府京都市中京区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区	岡山支店	岡山県岡山市北区
広島支店	広島県広島市中区	松山支店	愛媛県松山市
福岡支店	福岡県福岡市博多区	沖縄支店	沖縄県那覇市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	水戸営業所	茨城県水戸市
群馬営業所	群馬県高崎市		

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
家賃債務保証事業	723 (118) 名	83名増 (16名増)
全社 (共通)	65 (18) 名	4名増 (4名増)
合計	788 (136) 名	87名増 (20名増)

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65 (18) 名	4名増 (5名増)	35.2歳	5.4年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	期末長期借入残高 (うち1年内返済予定額)
シンジケートローン (注)	25,868百万円 (961百万円)

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする12行の協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚孝之	日本セーフティー(株) 代表取締役社長
専務取締役	鳳山一洋	日本セーフティー(株) 専務取締役
取締役相談役	清水信	日本セーフティー(株) 取締役
取締役	竹井友二	(株)キリン堂ホールディングス 社外取締役 日本セーフティー(株) 取締役 ベインキャピタル・ジャパン・LLC パートナー (株)T&K TOKA 社外取締役 (株)日新 社外取締役
取締役	西直史	(株)Works Human Intelligence 取締役 STORES(株) 社外取締役 (株)エニトグループ 取締役 日本セーフティー(株) 取締役 (株)マッシュホールディングス 取締役 ベインキャピタル・ジャパン・LLC パートナー (株)IDAJ 社外取締役 (株)WHI Holdings 社外取締役・監査等委員 インパクトホールディングス(株) 社外取締役 (株)スノーピーク 取締役 (株)レッドバロン 取締役 トランコム(株) 取締役 (株)ティーガイア 取締役 (株)クオカード 取締役 日本オート商事(株) 取締役 (株)BREXA Holdings 社外取締役・監査等委員 (株)ヨークホールディングス 取締役 (株)日新 取締役
取締役	茂野祥子	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 中部飼料(株) 社外監査役 当社 指名・報酬委員
取締役(監査等委員・常勤)	松澤元雄	モリト(株) 社外取締役 当社 指名・報酬委員会委員長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	吉川友貞	京都大学大学院医学研究科 非常勤講師 京都大学大学院医学研究科 産学連携フェロー Klab(株) 社外取締役・監査等委員 (株)クロスリアリティ 取締役 (株)エスユーエス 取締役副社長 プライムロード(株) 代表取締役社長 (株)テー・オー・ダブリュー 監査等委員 当社 指名・報酬委員
取締役（監査等委員）	松尾信吉	ネクストリープ(株) 代表取締役 生化学工業(株) 社外監査役 (株)TAKARA & COMPANY 社外監査役 (株)フージャースホールディングス 社外取締役・監査等委員 当社 指名・報酬委員
取締役（監査等委員）	稲田博樹	(株)キリン堂ホールディングス 取締役 インパクトフィールド(株) 取締役 ベインキャピタル・ジャパン・LLC パートナー 田辺ファーマ(株) 取締役 レジル(株) 取締役

- (注) 1. 取締役西直史氏、取締役茂野祥子氏、取締役（監査等委員・常勤）松澤元雄氏、取締役（監査等委員）吉川友貞氏、取締役（監査等委員）松尾信吉及び取締役（監査等委員）稲田博樹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員・常勤）松澤元雄氏は、金融機関での豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松澤元雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役茂野祥子氏、松澤元雄氏、吉川友貞氏及び松尾信吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役茂野祥子氏は、婚姻により橋本姓となりましたが、旧姓の茂野で取締役の職務を執行しております。
7. 取締役西直史氏、取締役竹井友二氏及び取締役（監査等委員）稲田博樹氏は2026年1月5日付にてj辞任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役茂野祥子氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

補償契約は、当事業年度において締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年10月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬については、当社グループの中長期経営計画の実現並びに企業価値及び株主価値の向上に対するインセンティブとして機能する報酬体系とし、その役位、職責等に応じて支給される固定報酬と、取締役毎に設定された目標の達成率に応じて支給される業績連動報酬（自社株連動型報酬（ファントム・ストック）を含む。）で構成しております。また、当社の成長に資する人材の確保・維持のために、客観性及び透明性が担保された手続により、当社グループの取締役の役割及び職責に応じた適切な水準を決定するものとしております。

b. 固定報酬の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

基本報酬は、固定報酬とし、その金額は役位、職責その他会社の業績等を総合考慮して決定しております。

c. 業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等は、社外取締役以外の取締役に対して支給され、各事業年度において個別に設定された目標の達成率に応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給しております。期中に就任・退任した場合は、各事業年度における任期月数と任期中の目標の達成率に応じて賞与額を算出しております。なお、自社株連動型報酬（ファントム・ストック）は、取締役の報酬について株主総会で承認された算定方法に基づき、代表取締役に対して、毎年一定の時期に確定するファントム・ストック（一定の金額を現金で受け取る条件付の権利）が付与され、これを行行使することにより、当社の株価等、一定の条件に連動して金額が算定されます。

d. 報酬等の種類毎の割合の決定方針

取締役のうち、社外取締役を除く取締役については、報酬等の種類毎の割合は、役位、職

責、業績及び目標達成率等を総合的に勘案し、決定します。社外取締役の報酬等は、固定報酬のみで構成されます。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とします。

業績連動報酬等である賞与は、年1回、株主総会后1か月以内に支給します。

自社株連動型報酬（ファントム・ストック）は、支給対象者との合意に基づき、付与の条件が決定されます。

f. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額、業績連動報酬等である賞与、及び自社株連動型報酬（ファントム・ストック）の額については、取締役会の決議によりその具体的内容を決定します。取締役会は、当該決定が適切になされるよう委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に基づき、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	賞 与	ファントム・ ストック	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	253百万円 (4)	92百万円 (4)	39百万円 (-)	122百万円 (-)	4名 (1)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	24 (24)	24 (24)	-	-	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	277 (28)	116 (28)	39 (-)	122 (-)	7 (4)

(注) 1. 当事業年度において使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2025年10月9日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（社外取締役を含む。）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、6名（うち社外取締役1名）であります。

3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年10月9日開催の臨時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の兼職先は「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。いずれも当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	西 直史	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、13回に出席いたしました。上場会社を含む複数の企業での社外取締役等としての経験があり、主に経営戦略・財務運営・資本政策の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	茂野 祥子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、期中就任後の12回全てに出席いたしました。主に弁護士としての企業法務・ガバナンスの専門的知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回のうち、就任後の5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	松澤 元雄	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に金融機関での豊富な経験から財務・会計の専門的知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 吉川 友貞	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。上場会社を含む複数の企業での監査役・監査等委員としての経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 松尾 信吉	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての高度な財務・会計知見を活かし、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 稲田 博樹	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。上場会社を含む複数の企業での監査役・監査等委員としての経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	29,498	流 動 負 債	19,571
現金及び現金同等物	15,983	営業債務及びその他の債務	3,792
営業債権及びその他の債権	11,782	金融保証契約	10,869
その他の金融資産	98	借入金	961
その他の流動資産	1,634	未払法人所得税	2,557
非 流 動 資 産	46,643	リース負債	423
有形固定資産	1,433	その他の流動負債	970
無形資産	7,682	非 流 動 負 債	27,685
のれん	36,039	借入金	24,907
繰延税金資産	1,106	引当金	84
その他の金融資産	383	退職給付に係る負債	508
その他の非流動資産	0	リース負債	677
資 産 合 計	76,141	繰延税金負債	1,486
		その他の非流動負債	23
		負 債 合 計	47,256
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	28,884
		資本金	100
		資本剰余金	7,978
		利益剰余金	20,657
		その他の資本の構成要素	149
		資 本 合 計	28,884
		負 債 及 び 資 本 合 計	76,141

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	29,826
営業費用	20,444
その他の収益	495
その他の費用	4
営業利益	9,873
金融収益	15
金融費用	523
税引前利益	9,365
法人所得税費用	3,040
当期利益	6,325
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,325
非支配持分	-
当期利益	6,325

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,339	流 動 負 債	3,122
現金 及 び 預 金	468	未 払 金	1,698
売 掛 金	767	未 払 費 用	288
未 収 入 金	13	未 払 法 人 税 等	0
そ の 他	89	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,041
固 定 資 産	44,418	賞 与 引 当 金	29
有 形 固 定 資 産	352	役 員 賞 与 引 当 金	39
工 具 器 具 備 品	347	そ の 他	24
そ の 他	5	固 定 負 債	29,340
無 形 固 定 資 産	640	長 期 借 入 金	25,159
ソ フ ト ウ ェ ア	628	関 係 会 社 長 期 借 入 金	4,096
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	12	退 職 給 付 引 当 金	49
投 資 そ の 他 の 資 産	43,425	資 産 除 去 債 務	11
関 係 会 社 株 式	42,642	そ の 他	23
繰 延 税 金 資 産	716	負 債 合 計	32,462
そ の 他	66	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	45,758	株 主 資 本	13,150
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	7,977
		資 本 準 備 金	25
		そ の 他 資 本 剰 余 金	7,952
		利 益 剰 余 金	5,072
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,072
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,072
		新 株 予 約 権	145
		純 資 産 合 計	13,295
		負 債 純 資 産 合 計	45,758

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	632
営 業 費 用	1,623
営 業 損 失 (△)	△991
営 業 外 収 益	
雑 収 入	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	241
雑 損 失	1
経 常 損 失 (△)	△1,233
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	5,855
税 引 前 当 期 純 利 益	4,621
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	0
法 人 税 等 調 整 額	△716
当 期 純 利 益	5,337

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

NSグループ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井隆一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷吉英樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、NSグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

NSグループ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井隆一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷吉英樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

NSグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 松 澤 元 雄 ㊟

監査等委員 吉 川 友 貞 ㊟

監査等委員 松 尾 信 吉 ㊟

(注1) 監査等委員松澤元雄、吉川友貞及び松尾信吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査等委員 稲田博樹は、2026年1月5日付で監査等委員を辞任いたしました。

以 上

定時株主総会 会場ご案内図



開催場所

中之島センタービル
ホテルNCB
2階「淀の間」

大阪市北区中之島6丁目2番27号
TEL 06-6443-2255



交通のご案内

京阪電車・中之島線

中之島駅
2番出口より 徒歩約3分

大阪メトロ・千日前線／中央線

阿波座駅
9番出口より 徒歩約7分



お願い

駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<https://koekiku.jp>

アクセスキー



株主アンケートにご協力ください

抽選でギフト券を進呈!

サービス運営会社：株式会社プロネクサス
お問い合わせ：コエキク事務局 ☎ koekiku@pronexus.co.jp

